

愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認申請書（出荷又は販売用）

年 月 日

えひめ愛フード推進機構会長 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマークの使用の承認について、愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

使用商品等 （該当する番号に を付け、必要事項を記載してください。）	① 愛媛県内で生産された農林水産物
	品 目 名： いはかん
	② 原材料に使用する農林水産物の一品目以上が全て県内産であり、かつ原材料の総重量の概ね80%以上県産農林水産物を使用して製造された加工食品及び加工製品（県産物主使用加工食品等）
	商 品 名： 愛媛育ちのこだわりみかんジュース
	名 称： 温州みかんジュース
	愛媛県産の 原材料名： 温州みかん (100%使用)
	③ 商品の特徴づけるものとして、県産農林水産物（農林水産物に準じると機構が認める県産物主使用加工食品等を含む。）を原材料の一部に100%使用して製造された加工食品及び加工製品（県産物一部使用加工食品等）
	商 品 名： いはかんピール入りチョコレート
	名 称： 菓子類
	愛媛県産の 原材料名： いはかんピール(伊予柑) (50%使用)
ロゴマークの近くに、使用している県産農林水産物の名称を表示する。	
使用目的	出荷及び販売時に、愛媛県産であることをPRするため
使用方法	商品パッケージに印刷して使用
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで
主な仕入先 （原材料）	農業協同組合、 食品株式会社
主な販売先	百貨店、 スーパー等で販売
申請者の業種	農業及び菓子製造・販売業
デザイン案	別添のとおり

（裏面に続く）

<p>特記事項</p>	<p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ロゴマークの使用承認を受けるに当たって、 <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律その他の法律 ・愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認要綱の規定を遵守します。 2 使用承認を受けた商品等の状況をえひめ愛フード推進機構のホームページで公表することを了承します。 3 愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認要綱第8条の規定に基づきえひめ愛フード推進機構が行う調査に協力します。 4 ロゴマークの使用承認を取り消された場合には、取消しによって生じたいかなる損失もえひめ愛フード推進機構に請求しません。 5 ロゴマークの使用承認を受けた商品等に関する事故、苦情等が発生した場合には、自らの責任のもとに必要な措置を講じます。 <p>【その他】</p>
-------------	--

<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定款、規約又はそれに準ずる書類 2 農林水産物の原産地が愛媛県であることを確認できる書類(産地証明、納品書等の写し) 「愛」あるブランド産品(じゃこ天を除く。)の申請者及び生産団体は、1及び2を省略可。 3 ロゴマークを使用したデザイン案(ロゴマークを使用した包装紙、容器等又はそのコピー・写真) <p>記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用商品が県産物主使用加工食品等及び県産物一部使用加工食品等に該当する場合には、愛媛県産の原材料名欄に使用している農林水産物の名称を記入し、使用商品の総原材料に占める愛媛県産農林水産物の割合を記入すること。 2 使用商品が県産物一部使用加工食品等に該当する場合であって、愛媛県産の原材料名欄に県産物主使用加工食品等を記入する場合には、使用している農林水産物の名称を括弧書きで記載すること。 3 使用期間の欄は、3年以内の範囲で必要な期間を記入すること。
